



2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝田 浩二
(コード番号 9202 東証プライム)
問合せ先 グループ総務部長 鷹野 慎太郎
(TEL . 03-6748-1001)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 14 日付「株主提案に関する書面受領のお知らせ」にて公表しました通り、当社株主である LIM Japan Event Master Fund（以下「提案株主」といいます）より 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 80 回定時株主総会における議題として、定款一部変更の株主提案（以下「本株主提案」といいます）に係る書面を受領しておりました。本日開催の取締役会において、本株主提案に反対することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容

(1) 提案する議題

- ①定款一部変更（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）の件
- ②定款一部変更（共同保有の開示）の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙をご参照ください。なお、別紙は、提案株主から提出された書面を原文のまま掲載しております。

2. 当社取締役会意見

当社取締役会は、本株主提案いずれにも反対します。

①定款一部変更（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）の件

<反対の理由>

当社は、上場関連会社の取締役選任議案については、当該関連会社の中長期的な企業価値向上のみならず株主共同の利益に資する適切な人物であるかを検討したうえで、さらに当該関連会社における取締役会全体としてのスキルマトリックスの妥当性や独立役員の比率、独立役員に求めている役割等をも考慮して議決権を行使しております。

当社が議決権を有する会社の取締役選任議案における議決権行使は、取締役の業務執行権限に属するものであり、取締役が都度、上記のような検討や考慮を踏まえた適切な判断に基づいて行使し善管注意義務を果たすべきものと認識しております。また、定款により固定的かつ一律に議決権行使を拘束することは、柔軟かつ機動的な業務執行を進めていくうえで適切でないと考えております。

当社の上場関連会社は現在２社ありますが、両社とも取締役候補者の選任については当該関連会社が独自に定めた選任基準をもって候補者を選任し、社外取締役を構成員とする委員会において審議のうえ、当社から独立した立場で適正かつ透明なプロセスを経て取締役会において決定しているものと認識しており、当社がその決定に関与することはありません。

なお現在、当社に上場子会社はありません。

②定款一部変更（共同保有の開示）の件

<反対の理由>

株券等の保有者が、他の株主と共同して、株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合、当該他の保有者が共同保有者に該当することとなり、所定の要件を満たす場合は、大量保有報告書の提出や大量保有報告書に係る変更報告書の提出を行うことが金融商品取引法上義務付けられております。

法令を守ることは、企業として存続していくうえで必要不可欠であり、当社は当然、法令を遵守し、企業活動を行っております。そのため、金融商品取引法で定められている事項について、あらためて定款において定める必要はないと考えております。

提案株主は 2023 年 6 月 27 日に開催された空港施設株式会社の定時株主総会における取締役選任議案の議決権行使について指摘をされておりますが、当該議決権行使に関して当社と他の株主との間で合意があった事実はありません。また、他の株主との間で株主間協定等を交わしている事実もありません。

当社としましては、仮に他の株主と議決権行使について何らかの合意をした場合、それが金融商品取引法で定める共同保有者として開示の対象に該当するものである時には速やかに開示する方針です。したがって、定款に本議案のような規定を設けずとも、ご提案理由の趣旨を損なうことなく、適法かつ適正に対処できると考えております。

以 上

議案① 定款一部変更（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新 設）	<u>第 8 章 上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止</u> <u>（上場子会社又は上場関連会社への天下りの禁止）</u> <u>第 41 条 本公司は、本公司又はその子会社若しくは関連会社において 5 年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者を取締役候補者とする会社提案の取締役選任議案を本公司の上場子会社又は上場関連会社が株主総会において付議した場合、これに賛成の議決権を行使してはならない。</u>

(2) 提案の理由

当社においては、ジャムコと空港施設の 2 社が東京証券取引所に上場する持分法適用会社であるが、米投資ファンドが TOB（株式公開買い付け）を発表したジャムコ株式は売却が決まっている。一方の空港施設に対しては、日本航空（JAL）とともに副社長を送り込む慣行が続いており、合計で約 42%を保有する当社と JAL が「両親」として空港施設を実効支配しているものの、空港施設の株価純資産倍率（PBR）は 2013 年以来、解散価値である 1 倍を下回り、直近で約 0.5 倍に過ぎず、当社の企業・株主価値向上の足かせとなっている。

空港施設に関しては、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に当社と JAL が反対票を投じた 2023 年 6 月開催の第 54 回定時株主総会前の同 5 月 23 日、空港施設幹部が当社の上席執行役員と面談した際に、「AFC（空港施設）においては従来から JAL/ANA 出身者からは 1 名ずつの役員体制であるが、もしも人事案がそのバランスを欠くような体制であるのであれば、ANAHD（ホールディングス）として到底納得できない」「このまま総会議案が確定後、AFC が ANAHD に対して総会議案の事前説明（委任状の依頼）をされると思うが、その時点で早期に反対を表明する」と当社側が回答し、空港施設の取締役選任議案の意思決定プロセスに当社が関与した経緯を空港施設総務部が記録している。

しかしながら、空港施設に代表取締役副社長執行役員として送り込んだ当社元幹部の三宅英夫氏は、空港施設株のバリュエーション改善に不可欠なキャピタル・アロケーションの専門家ではなく、空港施設が資本コストを上回る投資をしているかが疑問視されている不動産投資業の知見を持っているかも甚だ疑わしい。

このように、上場子会社又は上場関連会社が展開する事業の専門家でない当社出身者による「天下り」は、投資先の企業・株主価値を高めるという観点から、適切な人選とは言えない。だからこそ、当社が保有する空港施設株のバリュエーションが PBR などの株価・財務指標面で大幅にディスカウントされる状態が長期化しており、結果的に空港施設の大株主である当社の企業・株主価値が毀損されている。

そもそも、上場するグループ会社への「天下り」は、経済学でいう「デッドウェイト・ロス」（死重損失）を生む可能性が高い。グループ内の経営資源の配分を誤れば、独自の資本コストや人材配置が求

められる上場グループ会社の少数株主の利益はもちろん、「天下り」となる経営幹部を送り込んだ企業の企業・株主価値が毀損されることで、「親子」ともに経済的効率性が害される。

よって、当社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者が空港施設など上場するグループ会社の取締役を選任されるのを防ぐための定款規定を設けることを提案する。

議案② 定款一部変更（共同保有の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第 9 章 共同保有の開示</u> <u>(共同保有の開示)</u> <u>第 42 条 本会社は、上場会社の株主として、当該上場会社の他の株主との間で共同して議決権その他の権利を行使することを合意している場合には、本会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該上場会社の商号、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該合意の内容を開示するものとする。</u>

(2) 提案の理由

当社のグループ会社である空港施設が 2023 年 6 月に開催した第 54 回定時株主総会においては、同開催日前日午後のほぼ同じ時間帯に当社と JAL が議決権を行使した形跡があるが、空港施設の当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に両社が反対票を投じたことがマスコミ報道などから明らかになっている。

実際のところ、空港施設の第 54 回定時株主総会開催の 2 日前である 2023 年 6 月 27 日、空港施設の総務部職員が当社担当者と通話し、「日本航空が翌 28 日午後に電子投票し、その後に、ANA も電子投票する」といった趣旨の発言が当社担当者からあった旨を空港施設総務部職員が同社幹部に報告したことが関係者の証言などから明らかになっている。このため、空港施設側は、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に当社と JAL が同じ反対票を投じることだけでなく、両社の電子投票のタイミングまで事前に察知していた。上記の通話により、空港施設の総務部職員は両社が議決権行使について合意があったか否かを知る立場にあったと推定される。

仮に、当社と JAL が共同して空港施設の株主としての議決権を行使することを合意していた場合には、両社は共同保有者として大量保有報告書を提出する義務を負うこととなるが（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項）、金融商品取引法の遵守を確実なものとするために、当社は自らの責務で必要な開示を行う必要がある。

第 74 期有価証券報告書によると、当社は 2024 年 3 月 31 日時点で、30 銘柄、時価にして約 991 億円の政策保有株式を保有する。株式を政策保有する上場企業の経営に関わる事項について他の株主と何らかの合意を行っているのであれば、その合意が議決権行使についての合意であれば当然のこと、その他の合意であっても、当該上場企業の経営に重大な影響を与え、結果的に政策保有株式の価値及び投資元である当社の企業・株主価値にも大きな影響を与えるのであるから、当社が当該合意を交わしたのであれば、当社の少数株主保護の観点から、当該上場企業名、当該合意の相手方、当該合意の内容、当該合意の内容は当然に開示するべきである。

以 上